

第 6 章 日本の対ソロモン援助の国別評価(グループ 2 事例)

6-1 政策の妥当性

6-1-1 日本の ODA 政策との整合性

第 3 章、3-2-2、4. の検証により、日本の ODA 上位政策(ODA 大綱及び ODA 中期政策)と対太平洋島嶼国地域の援助政策(沖縄イニシアティブ、沖縄パートナーシップ)の整合性は十分とれていることが確認された。対ソロモン援助方針は、沖縄パートナーシップの重点 5 分野(経済成長、持続可能な開発、良い統治、安全確保、人と人との交流)を踏まえて、ソロモン固有の開発課題に対応するよう絞り込んだものであり、地域政策と同じく整合性が高いことが認められる。

また、ODA 大綱、中期政策に掲げられる重点課題(1. 貧困削減、2. 持続的成長、3. 地球的規模の問題への取組、4. 平和の構築)についても、ソロモンの重点分野は具体的支援内容で対応している(1 については、教育、保健、地方開発、2 については、インフラ、3 については、保健(感染症対策)、防災、4 については、行政能力向上、地方開発)。特に、「地方開発」の重点分野は民族紛争(「エスニック・テンション」)の原因である地方から首都への人口流入を抑え、地方における自立型経済を確立し、食料安全保障を確保する意図がこめられており、ODA 大綱、同中期政策の基本方針に示される「人間の安全保障」の視点との整合性が高い。

以上から、日本の対ソロモン援助方針と ODA 上位政策との整合性は十分保たれていると結論できる。

6-1-2 ソロモンの開発計画との整合性

本節では、第 4 章でのソロモン政府の開発動向整理をふまえて、日本の援助方針がソロモン政府開発計画とどの程度整合性を有していたかを検証する。ここでは、まず、2003 年 10 月に発表された中期開発計画(NERRDP 2003-2006)と日本の援助重点分野の整合性を検証する。以下に、同開発計画の優先課題と日本の援助重点分野の対比を示す。

表 6-1 NERRDP と日本の援助重点分野の比較

国家経済復興・改革及び開発計画(2003年-2006年)開発重点課題	日本の援助重点分野					
	経済成長		持続可能な開発		良い統治	安全確保
	インフラ整備	地方開発	保健	教育	行政能力向上	防災
1. 法と秩序及び治安状況の改善	法執行、安全確保及び平和					
	法・司法制度強化					
	国民和解、統一及び平和					
2. 民主主義、人権擁護及び良い統治の強化	良い統治の仕組強化					
	人権擁護及び良い統治の改善					
3. 予算・財政の安定化と公共セクター改革	政府の財政・金融安定の回復					
	金融システム安定の回復					
	金融・為替管理の維持と金融発展					
	国・地域の開発戦略及び援助調整能力の改善					
	公共サービス改善					
4. 生産部門の活性化及び社会基盤整備	国営企業改革					
	生産部門の再活性化					
5. 基本的な社会サービスの回復及び社会開発の促進	インフラ整備					
	保健					
	教育					
	ジェンダーの平等					
	児童及び若年層					
	スポーツ振興					
	地域開発					

※直接的に関連する分野は濃いグレー、間接的に関連する分野は薄いグレーで表示している。

出所：各文書をもとに評価チーム作成。

上表から、日本の援助重点分野は、特に、2、4、5 の開発重点課題との整合性が高いことが分かる。また、1 の「国民和解、統一及び平和」は、民族紛争（「エスニック・テンション」）により疲弊した地域社会の復興が目的とされており、「地方開発」により都市-地方の格差を縮小し、民族紛争（「エスニック・テンション」）の主原因である首都への過度の人口流入を緩和するという、日本の政策的意図と合致している。

また、上記 NERRDP2003-2006 に続く 2008 年-2010 年の MTDS ドラフトでは、以下のセクター優先課題が設定されている。1. 和解と復興（和解、文化的アイデンティティ）、2. 国家安全と外交関係（警察・刑務所施設、法と秩序、外交関係）3. インフラ開発（陸上交通、島嶼間海上交通、コミュニケーション）、4. 社会サービス（教育、保健・医療）、5. 経済・生産部門（地域開発、農業、漁業、林業、鉱業、水と衛生、エネルギー、観光、商業と投資、国際貿易、土地、環境保全・管理）、6. 公民権保護（女性・若年層・児童、スポーツ、市民社会、防災）。日本の援助重点分野は、このうち、1. に対して「地方開発」、3. に対して「インフラ」、4. に対して「教育」、「保健」、5. に対して「地方開発」、6. に対して「防災」、「地方開発」、が対応している。特に、上記ソロモン開発計画優先課題の 1. 和解と復興（和解、文化的アイデンティティ）については、地域の文化的アイデンティティを保持しつつ、復興を進めるというソロモン政府の方針と、ソロモンの各地域の文化的背景・伝統を念頭におき、適正技術の普及をサポートするという日本の援助の姿勢が整合している。

以上から、日本の援助重点分野は、現在、議会の承認を待っている MTDS ドラフトとの整合性も高く、ソロモンの今後の開発政策の方向性とも合致していることが分かる。

6-1-3 国際的な優先課題との整合性

第3章 3-2-2、4. にも示したとおり、国際的な開発優先課題を示す枠組みとして、「国連ミレニアム開発目標(MDGs)」及び小島嶼国開発途上国会議で採択された「モーリシャス戦略文書」がある。ここでは、MDGs 及び「モーリシャス戦略文書」と、対ソロモン援助方針との整合性を検証する。

1. MDGs

MDGs は、前節で紹介したソロモン中期開発戦略(MTDS)ドラフトにおいても開発の進捗を測る指標として設定されている。以下に、MTDSドラフトに採用されているMDGsを示す。

表 6-2 MTDSドラフトに採用されているMDGs

MDGs	MTDSドラフト
ゴール 1 極度の貧困と飢餓の撲滅	2015年までに栄養不良の人口の割合を21%(2004年)から11%まで引下げる。
	2012年までに発育不全の5歳未満児の割合を32.8%(2006/7年)から、20%未満に引下げる。
	2012年までに低体重児童の割合を11.8%から8%未満に引下げる。
ゴール 2 普遍的初等教育の達成	2009年以降、すべての国民が9年間の義務教育を無料で受けられるようにする。
ゴール 3 ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	2015年までに、中等教育のジェンダー格差指標を0.88(2006年)から1.00に引き上げる。
	2015年までに、初等教育の男女比を97.5%(2005年)から100%に引き上げる。
	2015年までに、管理職に従事する女性の割合を17%から22%に引き上げる。
	2015年までに、専門・技術職に従事する女性の割合を30%から35%に引き上げる。
ゴール 4 乳幼児死亡率の削減	2015年までに、5歳未満児の死亡率を56/1,000(人)から12/1,000に引下げる。
	2010年までに、乳児死亡率を34/1,000(人)から25/1,000に引下げる。
ゴール 5 妊産婦の健康の改善	2010年までに、妊産婦死亡率を、現在の180/100,000(人)から125/100,000に引下げる。
	2012年までに、助産師の介護を伴う出産の割合を87%(2005年)から95%に増やす。
ゴール 6 HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	2015年までに、性感染症罹患率を13%(2007年)から10%未満に減らす。
ゴール 7 環境の持続可能性の確保	2013年までに、森林面積の減少の割合を1.4%(1990年-2005年)から0%に減らす。
	2010年までに、安全な飲料水へのアクセス(70%、2005/6年)と適切な衛生施設へのアクセス(31%、2005/6年)を劇的に改善する。
	2010年までに、料理に固形燃料を主に使用する人口の割合を91%(2005/6年)から85%に減らす。

出所：MTDSドラフト、MDGsをもとに評価チーム作成。

この中で、日本は、ゴール1(地方開発、保健)、ゴール2(教育)、ゴール4(保健)、ゴール5(保健)、ゴール6(保健)の整合性が高い。また、ゴール3、ゴール7については、それぞれ、中等教育におけるジェンダー平等の確保(教育)、安全な飲料水・適切な衛生施設へのアクセス(地方開発、インフラ)に対応している。

以上から、ソロモン政府が重視するMDGsと日本の援助分野の整合性は高いといえる。

2. モーリシャス戦略文書

モーリシャス戦略文書に示される重点課題については、第3章、3-2-2、4. で紹介したが、このうち、以下の重点課題が日本の援助分野との整合性が高い。特に、「地方開発」は、

セクター横断的に小島嶼国の重点課題に対応しており、キーとなる援助重点分野である。

表 6-3 モーリシャス戦略文書と日本の援助重点分野の比較

重点課題	モーリシャス戦略文書骨子	対ソロモン援助重点分野
2.自然及び環境災害	・自然災害の緩和、早期警報システムの構築 ・小島嶼国の自然災害に対する対応能力強化	・防災
5.淡水資源	・水・衛生分野における能力強化	・地方開発 ・インフラ
6.土地資源	・伝統的土地利用制度に基づいた土地・農生態系管理システムの構築 ・持続可能性、生産性を勘案した多様な農産品の生産 ・食品加工技術・マーケティング向上による生産品の質の確保 ・持続可能な養殖の推進 ・持続可能な森林資源管理	・地方開発
7.エネルギー資源	・エネルギー利用の効率性の向上、利用可能な再生可能エネルギー及びクリーンエネルギーの導入	・インフラ
10.運輸・交通及びコミュニケーション	・航空・陸上・海上輸送システム改善に資する地域レベルの取組強化 ・ICTの利用拡大	・インフラ
14.持続可能な開発のための持続可能な能力開発及び教育	・基礎教育の完全普及・男女格差の是正 ・職業訓練の強化 ・遠隔教育の促進	・教育
15.持続可能な生産と消費	・経済・社会・環境面での持続可能な生産と消費の促進	・地方開発
16.地域・国レベルでの環境づくり	・持続可能な開発の視点の各国開発政策・モニタリング・システムへの反映	・行政能力向上
17.保健	・HIV/AIDS、マラリア、結核、デング熱、非感染性疾患、精神疾患への対応 ・医薬品の低価格化 ・伝染病の発生に関する地域・国家間の情報共有・対応	・保健

出所：各文書をもとに評価チーム作成。

以上から、モーリシャス戦略文書に掲げられている小島嶼国共通の課題に対して、日本の対ソロモン援助政策は十分対応しているといえる。

3. アジア・太平洋水フォーラム優先テーマ

第3章、3-2-2、4. で示したとおり、アジア・太平洋水フォーラム(APWF)第1回サミット(2007年12月)では、A. 水インフラと人材育成、B. 水災害に対する脆弱性の克服、C. 健全な発展と水辺の生産性向上のための保全と再生、が優先テーマに設定されているが、対ソロモン国別援助方針では、「インフラ」(上下水道整備)、「防災」といった重点分野がこれらのテーマに対応しており、整合性は確保されている。

6-1-4 他ドナーの援助との整合性及び協調の課題

ここでは、第4章、4-2-3での他ドナーの実績の整理をふまえて、日本の援助政策が各ドナーの援助政策とどの程度補完性を有しているかを検証する。また、ドナー間協調の課題についても検証する。

OECD-DAC データでは、2003年-2006年の対ソロモン援助実績において、上位4か国(オーストラリア、EU、ニュージーランド、日本)が援助全体の約97.6%を拠出している。このため、ここでは、これら4か国の援助政策を比較する。

1. オーストラリア

2003年-2006年の援助総額の約78.8%を占めるオーストラリアは、AusAIDを通じた二国間援助、及びRAMSIを通じた復興支援を行っている。2006年に策定された「Solomon Islands Transitional Country Strategy 2006 to Mid-2007」では、同国の4つの援助方針を掲げている。これらは、(1)より安全なソロモン実現への貢献(犯罪防止、治安維持、刑務所改善、法制度整備と秩序の回復)、(2)持続可能で広範な経済成長・より繁栄したソロモン実現への貢献(財政・金融管理強化、予算管理改善・国営企業改革による行政サービス改善、投資促進のための規制改革、農業分野支援、地方インフラ整備、森林管理強化)、(3)行政サービス向上(政府機関の制度改革、汚職防止、良い統治促進、基礎保健サービス改善、防災)、(4)力強く平和な地域社会の実現(地域社会の活動・インフラ整備支援による自助努力促進、平和構築への支援、女性・若年層の社会参加促進)、である。このうち、1、2、3は、RAMSIの援助方針に合致する。上記の4つの重点分野は、実施期間を過ぎた現在も有効である。

2. EU

「Country Strategy Paper 2008-2013」において、EUは、これまで(1)貧困削減、(2)教育、(3)人材育成、に絞った援助を実施してきたが、今後は、「人材育成を通じた持続可能な地域開発」に重点を置くことが示されている。

3. ニュージーランド

「Solomon Islands Programme Strategy 2003-2006」において、ニュージーランドは、(1)教育(基礎教育拡充、男女格差是正)、(2)経済ガバナンス(金融安定化、公共セクター改革、生産部門インフラ再整備)、(3)法と秩序(法と秩序の回復、安全確保)、(4)キャパシティ・ビルディング(人材育成)、(5)持続可能な生活環境(生産部門の再活性化、地域開発)、を重点分野に設定している。これらの重点分野は、設定期間を過ぎた現在も有効である。

次に、これら各ドナーの援助政策の補完性を、前述のMTDSドラフトの重点課題に基づき検証する。MTDSドラフトにおける重点課題(1. 和解と復興、2. 国家安全と外交関係、3. インフラ開発、4. 社会サービス、5. 経済・生産部門、6. 公民権保護)は、上記主要4ドナーの援助政策によっておおむね補完されている。重点課題1(和解と復興)及び2(国家安全と外交関係)についてはRAMSIを通じた民族紛争(「エスニック・テンション」)後の復興支援を行っているオーストラリア及びニュージーランドの重点分野との整合性が高い。また、重点課題4(社会サービス)については、教育分野では日本、ニュージーランド、EU、保健・医療分野では、日本、オーストラリアが主として補完している。重点課題5(経済・生産部門)については、ソロモン政府の開発計画における地域開発の重要性が増す中で、日本、EU、ニュージーランドが政策の重点を置いている。

他方、重点課題3のインフラ開発については、日本が最も鮮明に重点分野として打ち出している。これは、日本の優位性として、ソロモン政府関係者からも高く評価されている点

である¹。オーストラリア、ニュージーランドが、技術アドバイザー派遣等のソフト分野の援助形態を主体としているのに対して、日本が民族紛争（「エスニック・テンション」）以降の経済基盤インフラ整備の遅れ・復旧を支援してきたことは、ソロモンの開発ニーズを的確に把握した援助方針であったと高く評価できる。また、相手国政府関係者からは、日本の無償案件の設計・工期の正確さ、JOCV 派遣による地域密着型技術移転の有効性が日本の援助の優位性として挙げられている²。

ソロモンの援助協調の課題として、援助調整窓口機関である開発計画・援助調整省の能力・人材不足がまず挙げられる。結果として、同省は、各ドナー・プロジェクトの重複を避ける役割を担っても、ドナー全体の支援を包括的に調整するには至っていない。ソロモンでのプレゼンスが大きいオーストラリア、ニュージーランドの技術アドバイザーが「人材補完」としての役割を担うことも、人材育成・能力向上を妨げる一因となっているとの見解がある³。

また、オーストラリア、ニュージーランドが主導する保健、教育セクターの SWAp は、多分に両ドナーのプレゼンスが大きく、計画・実施プロセスも関係者の十分な合意がないまま進められていることから、日本はこれらの SWAp の動きとは距離を置き、重複を避ける援助を実施している。

オーストラリアが主導する RAMSI は、軍事、警察、開発の 3 つの部門における支援をソロモン政府に対して行ってきた。このうち、開発については、現在、「法と秩序」（民族紛争（「エスニック・テンション」）後の訴訟案件の処理、議会能力向上、経済的ガバナンス向上等）を中心に支援を実施している。今後、RAMSI は国家財政の再建を目指す財政支援を他ドナーに働きかける予定であり、ソロモンに事務所を新設する世界銀行が、この取組における主導的な役割を果たすことを期待している。現地調査、RAMSI ヒアリングでは、上記財政支援への日本の参加が困難であるとの観測が示され、したがって、日本が RAMSI に参加する場合にも、役割は限定的になるであろうとの回答を得た⁴。

¹ ソロモン開発計画・援助調整省、鉱物・エネルギー・地方電化省、インフラ開発省ヒアリングによる。

² ソロモン開発計画・援助調整省、漁業省ヒアリングによる。

³ ソロモン開発計画・援助調整省ヒアリングによる。

⁴ RAMSI ヒアリングによる。

6-2 結果の有効性

ここでは、日本の援助政策と援助活動が、目的の達成に有効な結果をもたらしたかを評価した。しかし、ソロモンの援助方針には、他国を対象とした国別援助計画・方針の例と同様、成果指標は設定されておらず、適切なデータが利用可能でないこと、また、国別援助方針で掲げられた目標は、1つの国・機関の援助活動のみで実現できるものではないことから、日本の個々の重点分野について、援助効果を厳密に測ることはできない。したがって、本評価では、日本が重点とする各分野における日本の援助実績を明らかにした上で、セクター別の課題をどの程度克服したかを検証することで、日本の援助の有効性・インパクトを可能な範囲で分析するに留めている。

6-2-1 経済成長

1. インフラ

ソロモンにおいてインフラ開発は民族紛争後からの復興と新たな成長を支える基盤整備として重要分野の1つである。評価対象期間の国家開発計画である NERRDP(2003-2006)では、紛争によって弱体化した経済を立て直すために、「生産部門の活性化と社会基盤の整備」が重要分野の1つとして掲げられていた。日本の援助方針としても、重点分野となっている。

実績

日本のインフラ分野への支援の実績は以下の表に示す通り。「国際空港修復計画」、「ホニアラ電力供給改善計画」、「ガダルカナル島東部橋梁架け替え計画」(以上、無償資金協力)、「上下水道改善復興計画調査」(開発調査)、は、いずれも国の経済を牽引する首都圏にかかわる重要インフラの修復と強化に資するものであった。また、「国内かつお・まぐろ類漁業基盤修復計画」は、同国の重要産業の1つである漁業の復興を支援するものであった。また、「アウキ市場及び棧橋建設計画」はマライタ州において、今後重要性が増す地域開発をサポートする地方インフラ整備としても期待されている。

表 6-4 インフラ分野における援助実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
インフラ 【重点分野】	アウキ市場及び棧橋建設計画(詳細設計を含む)	2007-2008	無償資金協力	844.0
	ガダルカナル島東部橋梁架け替え計画	2006	無償資金協力	913.0
	ホニアラ電力供給改善計画	2005-2006	無償資金協力	1,476.0
	国内かつお・まぐろ類漁業基盤修復計画	2004	無償資金協力	973.0
	国際空港修復計画	2004	無償資金協力	702.0
	上下水道改善復興計画調査	2005-2006	開発調査	155.3
	国内海運支援プロジェクト及び技術支援プログラム(ADB 日本特別基金)	2007 年承認	日本信託基金	214.5
	インフラ分野の草の根無償案件(12 件)	2003-2007	草の根無償	63.2

研修員受入れ(2003-2007): 公共・公益事業 36 人

出所: 外務省、JICA 提供資料による。

成果－復興を後押ししたタイムリーなインフラ整備

インフラ分野に対する援助は、紛争のため機能しなくなっていた首都圏のインフラを再建するためにタイムリーなものであったとして高く評価されている。日本からの援助によって首都圏の電力供給は大きく回復し、民間投資を受けとめる条件を整備することとなった。

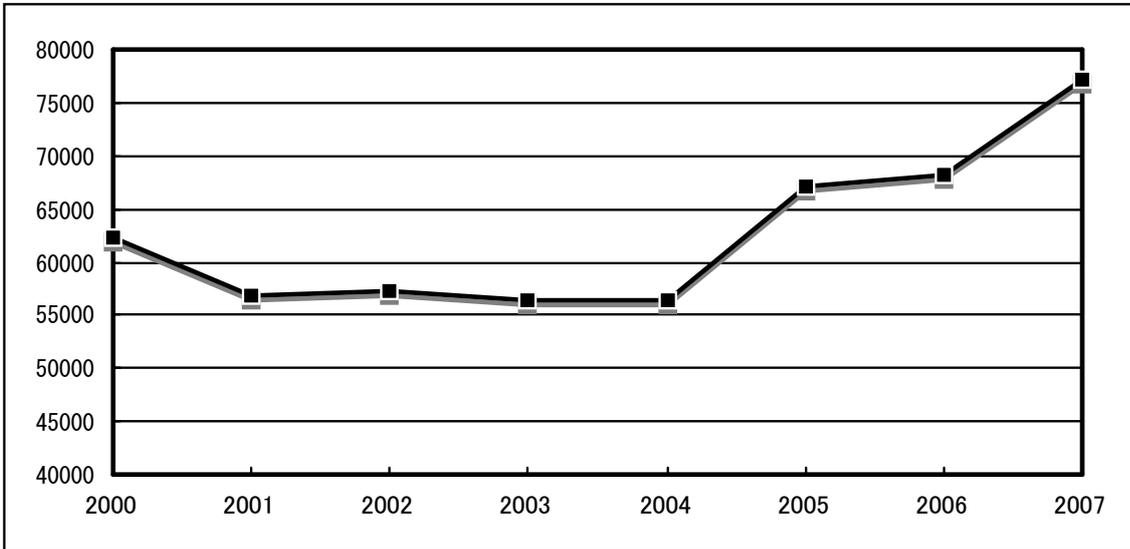


図 6-1 ソロモン電力公社の発電量の推移 (KWh)

出所：ソロモン統計局、ソロモン中央銀行年報による。

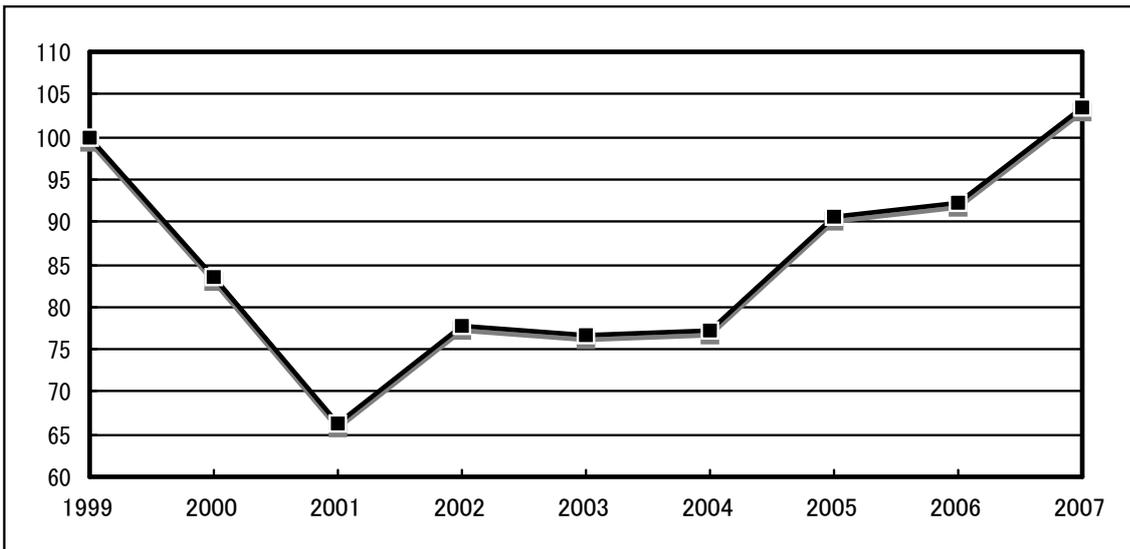


図 6-2 電力・水供給部門の GDP の推移 (1999=100)

出所：ソロモン中央銀行年報による。

「上下水道改善復興計画調査」は水道公社に対し主に技術面で抜本的改善提案を行ったものであった。これを受けて一般無償「ホニアラ市及びアウキ市水供給システム改善計画」が要請されるに至っている。また他ドナーも水道分野への支援においてこの調査結果を活用している。

2003年以降、同国の経済成長率は5%以上で推移している。このような経済の回復・成長を支えるためには電力供給や水供給を安定させることが不可欠であり、日本のインフラ分野への援助は経済回復・成長を支える要素として大きく貢献したと考えられる。

紛争で壊滅状態となったパーム油及び金鉱山産業の復興は同国経済の成長に不可欠であり、そのためには、それらの産業拠点が位置するガダルカナル島東部と首都を結ぶ幹線道路ネットワークの復旧整備が急務であった。「ガダルカナル島東部橋梁架け替え計画」はまさに幹線道路ネットワークの中心コンポーネントである橋の架け替えを行った。詳細な評価はまだ実施されていないが、交通量／物流量は大幅に増大したと言われている。

ホニアラ国際空港は、同国唯一の国際空港であるとともに国内航空路線網の中心でもあり、民族紛争（「エスニック・テンション」）により疲弊した同国の経済復興に欠かせない旅客・貨物の空の窓口となっている。しかしながら、滑走路の舗装の劣化、灯火の多くが破損、といった危険な状態のまま使用されていた。日本の援助（「国際空港修復計画」）により、滑走路舗装及び航空灯火が修復され、安全性は格段に高まった。

航空路と並んで海運も極めて重要である。「国内海運支援プロジェクト及び技術支援プログラム(ADB 日本特別基金)」は本格実施が始まったばかりであるが、ソロモン国内の海運支援計画策定と海運運営のための組織制度整備を目的として進められている。また、相手国政府からは、日本の無償資金協力によるインフラ整備は計画段階から綿密に検討され、質が非常に高く、長年使うことになる基幹インフラとしてふさわしい、という評価が異口同音に聞かれた。

その一方で、今後は、復興フェーズにおける支援から、ソロモン開発計画にも指摘されている「地域開発による都市と地方との経済格差を是正する取組」にインフラ分野もシフトする必要があると考えられる。その意味で、「アウキ市場及び棧橋建設計画」のような地域の開発に資する取組を今後も継続することが望まれる。

2. 地方開発

先にも触れた通り、ソロモンにとって「地方開発」は最大の課題とされている。首都と地方の格差の拡大が、首都ホニアラへの急速な人口流入と政情・治安の悪化をひきおこし、先の民族紛争（「エスニック・テンション」）の原因となったからである。この課題に取り組むべく、日本の援助方針として「地方開発」は重点分野の1つとされ、地方での雇用創出・所得機会の向上等を目指した援助が行われている。

実績

日本の地方開発への援助実績は以下の表にまとめたとおりである。

表 6-5 地方分野における援助実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
地方開発 【重点分野】	ニュージョージア諸島村落林業計画調査	2003-2005	開発調査	-
	マライタ州に於ける持続可能な地域開発を目指した定置型有機農業普及の為の支援事業(草の根パートナー技術協力)	2006-2009	草の根技術協力事業	50.0
	農村開発プロジェクト(世界銀行 PHRD ⁵)	2006	日本信託基金	43.4
	大洋州地域における技術支援(人間の安全保障基金(UNFPA ⁶ ・WHO、広域案件)	2001-2004	日本信託基金	68.8
	地方開発分野の草の根無償案件(4件)	2003-2007	草の根無償	21.1
研修員受入れ(2003-2007):農林水産 31 人、鉱工業 2 人、エネルギー 1 人、商業・観光 7 人				
専門家派遣(2003-2007):農林水産 17 人				
JOCV 派遣(2003-2007):農林・水産部門 1 件				

出所:外務省、JICA 提供資料による。

成果－草の根技術協力は高い費用対効果をもつ

地域開発支援の主なねらいは、食料生産の安定と現金収入機会の増大にある。特に効果を上げているのが、「マライタ州に於ける持続可能な地域開発を目指した定置型有機農業普及の為の支援事業(草の根パートナー技術協力)」である。同事業は現地に根付いた活動で技術普及を継続している非営利団体(NPO:Nonprofit Organization)の APSD による普及事業(パーマカルチャーセンター)を日本の援助スキームによって支援したものである。自然循環型農業を採用し、人々の生活環境にある自然物を有効利用することでソロモンにおける適正技術が得られるという考えのもと、焼畑よりも比較的安定した換金作物と自給用作物の収量を確保することを目指しており、ソロモンにおいて希少なプロジェクトである。JICA ソロモン支所は、同事業をソロモンにおける地域開発モデルを作るためのパイロット事業と位置付け、他の援助スキームとの連携を検討している(詳しくは BOX6-1 を参照のこと)。

⁵ 日本開発政策・人材育成基金(PHRD:Policy and Human Resources Development Fund)。

⁶ 国連人口基金(UNFPA:United Nations Population Fund)。

BOX6-1: マライタ州に於ける持続可能な地域開発を目指した定置型有機農業普及の為の支援事業

本案件は、2006年5月から2009年4月までの、草の根パートナー型の技術協力プロジェクトである。同案件を実施するNPOのAPSDは、これまでに日本NGO支援無償協力、JICA草の根技術協力事業を通じて、定置型有機農業の普及、人材育成のための研修施設「パーマカルチャーセンター」を運営してきた。パーマカルチャーセンターでは、年間約50名の研修生が、稲作、野菜栽培、養豚、養蜂、炭焼き等の一連の技術を学んでおり、村に戻った卒業生がその技術を活かし自給・販売のための生産活動をする事が期待されている。

現地調査での研修生へのヒアリングでは、災害時に保存食となり、商品価値も高い米の普及を村に戻って実践したい、その他の換金作物(レタス、白菜、蜂蜜等)を栽培したいといった声が聞かれた。APSDソロモン代表によると、村では年長者への配慮があるため、研修生がイニシアティブをとって事業を開始することは難しいが、APSDソロモン・スタッフが定期的に卒業生のフォローアップを行い、活動を支援しているという。

また、2006年10月からは、パーマカルチャーセンター研修生・卒業生が生産した商品を流通するための、「ソロモン・オーガニックセンター」を開設し、農産物販売、情報発信、農産物の調理・加工(オーガニックレストラン)、有機肥料・飼料の販売等を行っている。ソロモンにおけるガダルカナル人とマライタ人の民族紛争(「エスニック・テンション」)の一因は、マライタ人の首都への過度の流入であるが、同プロジェクトは、生まれ育った村での自給自足の生活、安定した現金収入をもたらす、首都への人口集中を抑え、緊張を緩和することも目的としている。また、ソロモンの食料輸入依存体質を避け、米作等を通じた食料自給率を上げるための試みとしての意義も大きい。今後、一般無償案件(「アウキ市場及び棧橋建設計画」)、JOCV派遣等の他スキームとの連携も模索されており、地域開発分野のパイロット・プロジェクトとして更なる発展が期待される。



パーマカルチャーセンター



ソロモン・オーガニックセンター

6-2-2 持続可能な開発

1. 環境

環境に関して、NERRDP2003-2006 では、国の基本的サービスの回復に主眼が置かれているためか、直接の記述は見当たらない。ただし、森林資源や魚の資源に関する適切な管理の促進は政策課題となっている。

実績

表 6-6 環境分野の実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
環境	環境保全分野の草の根無償案件(1件)	2003-2007	草の根無償	2.6

出所:外務省、JICA 提供資料による。

成果

草の根無償による環境案件は、本スキームにおける案件の区分上では1件となっているが、他分野におけるプロジェクトも勘案すると、環境に配慮した案件(例:マライタ州に於ける持続可能な地域開発を目指した定置型有機農業普及の為の支援事業)が複数存在しており、現地の適正技術による現金収入手段と環境保全の両立に貢献している。このような、環境への配慮と自立的発展を両立する取組を、今後も支援していく必要がある。

2. 保健

社会サービスの基本である保健分野は、国家計画における「基本的な社会サービスの回復と社会開発の促進(Restring basic social services and fostering social development)」の一環として優先度が高い。それに対応して、日本の援助でも優先分野として位置付けられてきた。

実績

日本の保健分野への援助実績は以下の表にまとめたとおりである。

同分野では、幼児死亡率を下げるのが課題の1つである(MDG4)。5歳以下の子供死亡原因は、肺炎、インフルエンザ、マラリアといった感染症が死亡の主な原因である。現在実施中の援助は、マラリア対策と予防接種という感染症対策であり、同国の保健セクターでの課題に適合した内容である。

JOCV 派遣は、2003 年度-2007 年度に、保健衛生部門 8 件(看護師 3 人、言語聴覚士 1 人、理学療法士 2 人、養護 2 人)、保守操作部門 1 件(AV(Audio Visual:音響・映像)機器:保健省啓発課での啓発資料作成)の派遣が実施された。

表 6-7 保健分野における援助実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
保健	マラリア対策強化プロジェクト	2006-2009	技術協カプロジェクト	124.3
	大洋州予防接種事業強化プロジェクト(広域案件)	2004-2009	技術協カプロジェクト	-
	保健分野の草の根無償案件(13件)	2003-2007	草の根無償	81.6
研修員受入れ(2003-2007):保健・医療 14人、社会福祉 10人				
専門家派遣(2003-2007):保健・医療 17人				
JOCV派遣(2003-2007):保健衛生部門 8件、保守操作部門 1件				

出所:外務省、JICA提供資料による。

成果

全体としてみると、ソロモンでは近年マラリア感染者数が大きく減少しているという。感染者数データは得られていないが、日本も含めた多くのドナーによる対策事業の継続によって状況が改善してきたとの指摘がある。

「National Health Plan 2004-2005」では、マラリアについて 10 万人あたり感染者数を 2001 年の 16,000 から 2005 年には 8,000、死亡数を 1,300 から 500 に減らすことが目標として掲げられていた。保健省によれば、この目標はほぼ達成されたとのことである、

他方、現在実施中の「マラリア対策強化プロジェクト」は外部要因により一部進捗が止まっている。プロジェクト自体には問題は無いが、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM: Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)による薬剤導入のための資金供与が、ソロモン政府の義務不履行により先延ばしとなっている。

JOCV の活動については、ボランティアが現地の生活に受け込み、住民と協力して技術移転を行う地域密着型の姿勢が高く評価されている⁷。

また、「太平洋予防接種事業強化プロジェクト(J-PIPS)」について、ソロモンは拠点国以外の対象国であり、現在、フィジーで研修を受けたコア・トレーナーが中心となり、ソロモンでの研修企画・運営に大きく貢献している。他方、各対象国での研修の効果的な実施を促進するためには、J-PIPS 終了後も専門家派遣等の手厚いフォローアップを続ける必要があることが指摘されており⁸、検討する必要がある。

3. 教育

教育は、NERRDP2003-2006 の重要課題である「5.基本的社会サービスの再建と社会開発支援」のうちの柱の 1 つである。民族紛争(「エスニック・テンション」)後、着実に就学児童数も増えている。また、ニュージーランドの支援により National Education Action

⁷ Ministry of Health and Medical Services ヒアリングによる。

⁸ JICA 専門家ヒアリングによる。

Plan 2007-2009 が策定され、教育省はこの計画に沿って事業を展開している。今後は、高等教育への進学率向上、教育の質の向上が課題となる。

実績

表 6-8 教育分野における援助実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
教育	南太平洋における遠隔地教育と参加型協議を通じた教師の地位向上(ユネスコ人的資源開発日本信託基金、広域案件)	2005-	日本信託基金	26.8
	南太平洋諸国における教育セクター管理能力の向上のための統計情報作成及び利用能力開発(ユネスコ人的資源開発日本信託基金、広域案件)	2004-2005	日本信託基金	30.3
	教育分野の草の根無償案件(20件)	2003-2007	草の根無償	195.1
JOCV 派遣(2003-2007):教育文化部門 18 件、スポーツ部門 4 件 出所:外務省、JICA 提供資料による。				

成果

教育分野に関しては、ユネスコの広域案件を除けば、草の根無償、JOCV 派遣が中心である。JOCV の派遣は、民族紛争(「エスニック・テンション」)による中断を経て、再開した。本評価対象期間中には、理数科教師の派遣が多く(14人)、その他、家政(3人)、体育(2人)等の JOCV が派遣されている。

このため、マクロ的に見た有効性の確認は現段階では難しいが、個々の JOCV の創意工夫により、それぞれの現場で確実に成果を上げていることが分かった。その一方で、学校が 1,000 校程度あり、かつ、それぞれの学校が離れて立地している状況において、JOCV 間の日常のコミュニケーションは困難で、お互いの活動内容を随時把握することは容易でないことも現地調査で明らかになった。以上の状況を考慮すると、マクロレベルで成果を上げるため、パイロット事業的に JOCV の集中的な投入を行うことにより、実績を上げることも有効である。また、その効果を教育システムとして、ソロモン全体に普及するためには、今後、JOCV をとりまとめる SV や専門家の派遣を検討することも一案である。

6-2-3 良い統治

NERRDP2003-2006 は、民族紛争(「エスニック・テンション」)により低下した政府機能の回復のための計画であり、重点課題として、1.法規の正常化と治安の安定、2.民主主義・人権・よい統治の強化、3.財政修復と民間部門の再構築、4.生産部門の再活性化と社会基盤の再構築、5.基本的社会サービスの再建と社会開発の支援を掲げる。これらは、いずれも行政能力の向上と不可分である。現在、1 から 3 は、RAMSI が中心となって支援、あるいは担っている。

実績

NERRDP2003-2006 の重点課題「2. 良い統治」に対応するために、中央省庁のキャパシティ・ディベロップメント(特に開発計画・援助調整分野)を目的とした個別専門家(援助調整)が2004年度より派遣され、現在も活動中である。また、復興フェーズにおける「地方開発」に対応するために、個別専門家(地方開発)が派遣された。

表 6-9 良い統治分野の実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
良い統治	太平洋島嶼国におけるガバナンス及びアカウンタビリティ強化(広域)(ADB日本特別基金)	2006年承認	日本信託基金	105.4
研修員受入れ(2003-2007):計画・行政26人、人的資源40人				
専門家派遣(2003-2007):計画・行政5人、人的資源1人				

出所:外務省、JICA 提供資料による。

成果

ソロモン政府においては、日本での審査に耐えられるレベルでのセクター省担当者による要請書の作成は困難な状況にある。そのため、政府内の要請書とりまとめの際には、専門家が内容の確認をし、修正・訂正の指導をしている。また、援助調整におけるドナー会議の実施(2004年)や二国間政策協議の実施(2005年)に、個別専門家が果たした役割も大きい。こういった支援は、政府機能の回復の段階では、必要不可欠な支援であり、今後も継続されることが望まれる。

6-2-4 安全確保(防災)

ソロモンへの援助において、安全確保(防災)が優先分野となっているのは、2000年の民族紛争にともなう避難民の発生と、2007年におきた地震・津波によって大きな被害を被ったことを受けたものである。

ソロモン諸島では、2007年4月2日(月曜日)午前7時40分(日本時間5時40分)ごろ、首都ホニアラ北西345kmのニュージョージア諸島で、マグニチュード8.1(震源の深さは10キロメートル、米国地震調査所による)の地震が発生し、その後、大規模な津波が押し寄せた。ソロモン国家災害委員会によれば、死者52名、行方不明者数十名、被災者約50,000名(推定)、全壊・半壊破壊家屋2,500棟の被害をもたらした。

実績

安全確保(防災)分野の実績は表のとおりである、津波被害に対する緊急援助と、紛争にともなう避難民に対する支援がその内容である。

表 6-10 安全確保(防災)分野における援助実績

支援内容	プロジェクト名	年度	援助スキーム	金額(単位:百万円)
防災 【重点分野】	地震・津波災害に対する緊急援助物資供与	2007	無償資金協力	13.0
	地震・津波災害に対する緊急無償資金協力	2007	無償資金協力	58.0
	ソロモン諸島津波災害復興支援	2007	日本 NGO 連携無償資金協力	9.6
	ソロモン諸島沖地震被災地域における食料自給支援体制構築事業	2007	日本 NGO 連携無償資金協力	20.0
避難民支援	避難民に対する RH 緊急支援(人間の安全保障基金(UNFPA,WHO))	2001-2004	日本信託基金	28.5
	避難民支援分野の草の根無償案件(1件)	2003-2007	草の根無償	9.7

出所:外務省提供資料による。

成果

いずれも緊急援助として大きな成果をあげた。ソロモン首相府次官へのヒアリングでは、2007年の地震・津波被害の際の日本の ODA は時宜を得ており、被災後のソロモン復興に大きな役割を果たしたとのコメントがあった。

6-2-5 人と人との交流

ソロモンは国際場裡(り)において日本への積極的な支持を行っており、また入漁料、民間投資においても協力的な立場を維持している。こうした背景から、「人と人との交流」を通じた、ソロモンとの友好関係の維持・発展を促進することには大きな意義がある。

第 5 章、5-2-4 で検証したとおり、「人と人との交流」では青少年交流事業、文化交流事業という沖縄パートナーシップの具体的支援内容に示される狭義の交流と、ボランティア、専門家派遣等による広義の交流とがある。ここでは、5-2-4 の検証をふまえつつ、双方について検証する。

1. 青少年交流事業及び文化交流事業

青少年交流事業については、1996 年度に「日本・PIF 未来創造高校生交流事業」によりソロモンから 6 人(生徒 5 人、教師 1 人)が日本に招聘されている。日本からの派遣はなく、それ以降、交流は実施されていない。5-2-4 で詳述したとおり、こうした交流による相互理解の促進は、日本とソロモンの友好関係の維持・発展に資することから、交流事業の規模の拡大が望まれる。

また、文化交流事業については、5-2-4 で説明したユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金による「メラネシアの消滅の危機に瀕する言語保存」、並びにユネスコ人的資源開

発日本信託基金⁹を通じた「太平洋小島嶼開発諸国における生物学的及び文化的多様性の保存に係る能力開発」(2006年10月～)が実施されている。ソロモン、バヌアツ、パラオを対象国とする広域プロジェクトであり、経済活動の多くを海洋天然資源に頼る太平洋島嶼国において、無形文化遺産である民族固有の知識を保存し文化多様性を確保すること、またそれに従事する人材の育成を目的としている。ソロモンの開発政策において、文化多様性の保持による国民のアイデンティティ強化を、教育カリキュラム改革等の国家政策により後押しすることが戦略に組み込まれており¹⁰、上記信託基金による両案件は、ソロモンの開発政策を適切にサポートするものとして高く評価することができる。また、このほかに草の根無償を通じて、「ニクマロロ多目的ホール建設計画」、「ソロモン諸島高等専門学院図書館市民閲覧サービス強化計画」が実施されており、ソロモン政府の上記政策に沿った支援が実施されていることが分かる。

2. ボランティア派遣

ソロモンにおけるボランティア事業は、来年で30周年を迎え、これまでに累計284人(2008年9月30日現在)を派遣しており、本評価対象期間(2003年度-2007年度)には、32人が派遣されている。この間、JOCVは技術移転を行うことと同時に、「日本の顔」として、ソロモン国民の日本に対する印象を高める役割も果たしてきた。治安状況の悪化により2000年から2004年まで中止していたボランティア事業は2005年5月に再開したが、その情報が広く知れ渡るにつれて、同事業に対する問い合わせが増加しているという¹¹。これは、過去のJOCVの活動がソロモン国民に高く評価されていたことが要因であり、日本のボランティアを通じた交流がソロモンにおいて効果的に行われてきた証拠である。ソロモン保健省及び漁業・水産資源省へのヒアリングでは、日本のボランティアが、地域住民と同じ目線・生活スタイルで活動し、着実に技術移転を実施していることが高く評価された。本評価対象期間のJOCV派遣のみを抽出し、「人と人との交流」にどの程度のインパクトを与えたかを測ることは困難であり、また、「人と人との交流」が継続的な人的交流により育まれることを考慮すると、本評価対象期間を含めた、これまでのボランティアの活動姿勢が、ソロモンの人々の日本に対する親近感を高め、両国の友好関係の維持・促進に貢献してきたと結論できる。

⁹ ユネスコが行う「人づくり」のための諸事業、特に途上国のキャパシティ・ビルディングへの支援に協力することを目的に、2000年に設置された日本信託基金。

¹⁰ Medium Term Development Strategy 2008 to 2010 (Draft Final)による。

¹¹ 現地 ODA タスクフォース・ヒアリングによる。

6-3 プロセスの適切性

6-3-1 ソロモン援助方針の策定プロセス

フィジー同様、ソロモンにおいては国別援助計画が策定されていないため、沖縄イニシアティブ、沖縄パートナーシップ、国際協力局作成の「国際協力重点方針・地域別重点課題」及び経済協力政策協議をはじめとした相手国政府との協議をベースとして、各国の状況・ニーズを反映させた援助方針・重点分野を策定している。

日本は、2005年6月に対ソロモン経済協力政策協議を実施し、日本側の援助重点分野及び援助形態ごとの基本方針を説明するとともに、相手国側の開発政策・ニーズの把握を行った。また、2005年9月には、対ソロモン援助方針策定に際して、大使館からの意見具申が行われ、現場で把握する相手国ニーズが適切に反映される結果となった。分野横断的課題である「地方開発」が対ソロモン援助方針の重点分野に加えられたことは、現地ODAタスクフォースの発案であり、民族対立の主原因である都市と地方との格差是正というソロモン政府の開発課題を的確にとらえた判断である。

6-3-2 援助実施プロセス

1. 実施体制

(1) ODA タスクフォース

在ソロモン日本国大使館の経済協力実施体制は、臨時代理大使が中心として実施されている。

JICA ソロモン支所は、主席駐在員以下、企画調査員1人、ボランティア調整員1人で構成されている。

大使館と JICA 支所の連携は、双方とも人員配置が少ないこともあり、非常に緊密に行われている。ODA タスクフォースは月例の会議を実施し、経済協力分野の実施方針の確認、情報共有等が適切に行われている。また、無償案件は大使館、技術協力案件は JICA という区分けを相手国側に十分理解してもらうことは困難であり、案件形成の段階では、大使館と JICA の間で明確な棲み分けをせず随時連携している。その他の役割分担（ドナー会合の出席の分担等）も、双方の都合を考慮して柔軟に対応している。

事業展開計画はソロモンにおいても策定されており、同国に対する国別案件形成・審査指針に基づき、各重点分野の事業の方向性を示す内容となっている。

(2) 草の根無償及び JOCV/SV 派遣

草の根無償の実施体制については、現在の案件数（年間平均 10.6 件（2003 年度-2007 年度））に対して、草の根無償の外部委嘱員 1 人で対応している。後述する様々な工夫を行うことにより、少ない人員配置で案件実施の確実性を確保している。ただし、地域開発

のニーズが高まる中、離島での案件採択が増えることを想定した場合、現在の手法のままではモニタリング・フォローアップまで含めた実施プロセスをカバーすることが困難であると考えられる。また、1件あたりの投入額が他ドナーの同様の小規模プロジェクトと比較すると大きい傾向にある¹²。ソロモンでは草の根無償の投入額であっても大きなインパクトを与える要因になることから、案件の小型化、ニーズの高い地方への展開を積極的に進める必要がある。したがって、今後、案件の小型化に加えて件数や供与額の調整にかかる大使館の裁量を広げ、現地のニーズにより柔軟に対応することが望まれる。

JOCV 派遣については JOCV20 人に対して、ボランティア調整員が 1 人配置されている(2008 年 9 月 30 日現在)。ボランティア派遣は、民族紛争(「エスニック・テンション」)の激化にともない 2000 年に一時撤退し、2005 年 5 月に派遣を再開したため、撤退以前の実施規模には届いてない。また、2008 年 9 月には技術協力協定が締結され、SV の派遣が可能となったが、SV 派遣要請・採択にはまだ至っていない。ボランティアに対するヒアリングでは、地理的な制約から隊員間のコミュニケーション、連携が困難であるとの意見が出された。ボランティア間の連携が必要とされ、地域開発等の分野でのボランティアと他スキームの連携も模索されている現状に対応すべく、ボランティア事業の実施体制の効率化が今後望まれる。

2. 案件形成・採択手順

案件の形成は、ソロモン政府の要請に基づいて行われる。要請内容と日本の援助方針の整合性を期すため、「国別案件形成・審査指針」(以下、審査指針)が毎年策定・更新されているが、ソロモンにおいても ODA タスクフォースが原案を作成し、本省での各課の協議を経て最終版が策定されている。審査指針の改訂に際しては、ODA タスクフォースでの議論を基に、大使館を通じて本省に必要な報告、提言がなされていることが確認された。

こうして策定された審査指針に基づき、ソロモン政府の要請案件を審査・採択する。無償資金協力及び技術協力プロジェクトの審査に際しては、まず現地 ODA タスクフォースが審査指針に沿って第一次のスクリーニングを行い、残った案件が本省に上げられる。本省では、国別開発協力第一課が要請案件と審査指針との整合性という観点から審査を行い、その後、無償資金・技術協力課が主に案件の実現性の観点から採択の可否を検討する。

評価対象期間中に、ソロモン政府からの要請が、日本の援助重点分野と著しくずれている事例は確認されておらず、ODA タスクフォースと先方政府援助窓口機関の協議を通じて、日本の援助方針が十分相手側に伝わっていることが分かる。また、ソロモンにおいては援助受入れ窓口省庁である開発計画・援助調整省に個別専門家(援助調整)、を派遣しており、日本の援助方針、援助要請プロセスについて相手国側の十分な理解を促進していることも要因として挙げられる。さらに、セクター省庁にも個別専門家(地方開発)が配置されており、申請のとりまとめの際、上記援助調整専門家との連携のもと、円滑なプロセスが担保された。

国際機関を通じた日本信託基金の案件採択に際しては、第 5 章 5-3-2、2. で述べたとお

¹² A Joint SIG Donor Initiative、Solomon Islands Small Project Fund Matrix 2006 Report による。

り、日本の援助方針と国際機関の援助方針の整合性をとるための協議・承認プロセスが実施されている。

草の根無償の案件採択については大使館が主体となり実施している。選定に当たっては、(1)裨益(ひえき)効果、(2)要請団体の確実性(運営・財政能力)、(3)案件終了後の維持管理能力等が基準となる。また、ソロモンにおいては、地域間の公平性への配慮も、重要な選定基準として挙げられている¹³。

現地調査では、無償資金協力の申請から実施までの日本の援助実施プロセスが長い、もしくは手間がかかるとの指摘が、幾つかのソロモン政府機関からなされたが、同時にこうした特徴は、プロジェクトの確実性(正確な施工、質の良い成果物)を担保するための必要条件として十分理解しているとの回答を同機関から得ている。なお、先方政府の次年度の要請計画を効率的かつ円滑に立てるためには、前年度要請案件の採択の可否をできるだけ早期に通報することが、引き続き必要である。

3. モニタリング・評価

技術協力プロジェクトについては、ソロモンには支所のみ所在するため、在外主管でのモニタリング・評価は実施していない。このため、JICA 本部の所管部がモニタリング・評価を実施している。また、ボランティアの評価は本部の青年海外協力隊事務局が実施している。無償資金協力については、評価は 2008 年度まで事前・事後評価を外務省が実施している。

草の根無償については、大使館の草の根外部委嘱員が中心となり適切なモニタリング・フォローアップが行われていることが確認された。島嶼国であることから、移動時間・コストは大きく定期的なモニタリング・フォローアップは他地域と比較すると困難であるが、他案件の引渡し式等の機会を利用して別案件のモニタリングを実施する、首都にいる案件のキーパーソンを通じて実施状況の確認を行う、といった様々な工夫を行っている。また、施工の確実性を確保するために、施工段階ごとに資金を供給する等の工夫もなされている。こうした手厚いフォローアップにより、他ドナーと比べて質が高く、確実性の高い案件実施が行われている。

4. ソロモン政府との連絡・調整

日本は、2005 年 6 月に実施された対ソロモン経済協力政策協議、不定期の協議等を通じて、日本の援助方針の周知、相手国政府の開発ニーズの把握を行ってきた。また、開発計画・援助調整省に派遣されている個別専門家(援助調整)が、日本の援助方針、案件申請プロセスについての説明を適宜行っており、相手国側の十分な理解を促すことに貢献している。

その一方で、現地調査では、ソロモンを含む個々の国の開発課題は異なること、ソロモン政府の援助調整を円滑にする必要があることから、国別援助計画を策定し、日本の援助

¹³ 在ソロモン日本国大使館ヒアリングによる。

方針の更なる明確化を図ってほしいとの発言がなされた¹⁴。

また、ソロモンにおいても、日本信託基金による国際機関を通じた援助は、直接案件に関わった先方政府関係者以外には、実施機関の援助と理解されているケースが多い。したがって、これらの案件についても、日本の援助であることを更に広報する必要がある。

5. ソロモン政府の受入れ体制

援助調整にかかわる窓口機関は、開発計画・援助調整省である。同省は、各種ドナー会合・二国間政策協議の開催、ドナー主催会議・ワークショップへの参加及びセクター省庁へのフィードバック、ドナーの対ソロモン援助枠組み策定時の関与、援助にかかわる報告書作成、開発予算におけるドナー援助の調整などである¹⁵。ただし、同省の調整能力は限定的であり、ドナーとセクター省庁及び州政府事務所との仲介・連絡の役割は果たしているものの、ドナーからの援助全般を包括的に把握し、調整するまでには至っていない。現状では、ドナー間の情報交換により、援助の棲み分けが適切に行われており、ソロモン政府の調整業務を補完している。また、先述の個別専門家が同省援助調整課に配属されており、先方政府の援助調整能力の向上へのサポートを適切に行っている。

6. 他ドナーとの連携

フィジーに比べて、ドナー間の連携を促進する場は多く設けられており、四半期ごとのソロモン政府主催のドナー会合、及び月次のドナー調整会議には、ODA タスクフォースが出席し、意見交換を行っている。ソロモンにおいては、セクターごとの援助協調も進んでおり、特に保健、教育の分野で、セクター・ワイド・アプローチ(SWAp)の実施が進められている。

保健分野では、AusAID が中心となり SWAp を進めているが、現状は緩やかな援助調整にしか至っていない。SWAp に伴いコモンファンドも設立されたが、現在参加しているのは AusAID、世界銀行のみとなっている¹⁶。日本は、外交上の問題等が解決すれば、パートナーシップ協定への署名を積極的に検討する考えである。また、日本の援助は、保健セクター支援計画の枠組みの中に位置付けられ、保健省の政策との整合性は担保されている。さらに、WHO、UNICEF とは、マルチ・バイ協力による大洋州予防接種強化プロジェクト(PIPS)を通じて、緊密な関係を保持している。

教育分野についても、NZAID を中心として SWAp が進められており、EU、UNICEF が参加している。NZAID は、ソロモン教育省の国家教育行動計画 2007-2009 策定の支援もしており、ソロモン教育省は同計画に沿って事業を実施している。日本の援助は、同行動計画の枠内に位置付けられており、ソロモン政府の開発計画との整合性を確保している。また、教育分野のドナー会合には、ODA タスクフォースが参加し、適切な情報交換・連携が行われている。

¹⁴ 開発計画・援助調整省及び首相府ヒアリングによる。

¹⁵ JICA 専門家ヒアリングによる。

¹⁶ JICA ソロモン支所ヒアリングによる。

このほか、インフラ分野では、統一要望調査以前、案件採択以後の基本設計調査団訪問時に、関係ドナーとの情報交換、連携の調整を実施している。例えば、「ガダルカナル島東部橋架け替え建設計画」については、上記の調整により、ADB との連携（日本が橋梁建設、ADB が道路建設という役割分担）が実現した。

また、2007 年 4 月に発生した地震・津波災害発生の際には、ドナー調整会議が開催され、各ドナーの対象地域・分野の役割分担の調整が行われた。日本もこの合意に基づき、緊急支援無償資金協力、緊急支援物資供与を実施している。

以上から、日本は、限られたドナーが主導する SWAp とは距離を置きつつ、ソロモン政府の開発政策との整合性を担保し、かつ可能な範囲でドナーとの連携を実施していると結論できる。

7. 援助スキーム間の連携

第 5 章、5-2-4において、フィジーでは、ボランティア派遣が援助スキーム間連携の重要なコンポーネントであることが確認されたが、ソロモンにおいても、同じくボランティアを中心としたスキーム間連携が企図されている。しかし、2000 年に一時撤退し、2005 年 5 月に派遣が再開されたことから、評価対象期間中では「マラリア対策強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト：2006 年度-2009 年度）との連携で、JOCV（AV 機器）が同プロジェクトの啓蒙活動を行った事例に留まっている。その一方で、現地 ODA タスクフォースが可能性を模索している連携案件は多数ある。なかでも APSD が実施するプロジェクトとの連携は、多岐にわたり、「地方開発」の分野でのグッド・プラクティスとなる可能性を多分に秘めている（BOX6-1 参照）。

6-4 対ソロモン ODA に関する教訓

6-4-1 民族紛争（「エスニック・テンション」）後の行政能力の向上/インフラ整備支援

民族紛争（「エスニック・テンション」）によって、失われた行政の能力も徐々に整備されつつあり、治安の維持に関しては、RAMSI に頼らざるを得ないものの、援助調整などで確実に行政能力を向上させている。これは、日本の専門家の貢献するところが大きい。また、保健分野や教育分野での民族紛争（「エスニック・テンション」）後の早い時期における JOCV による支援も有効であった。このように復興期における適切なキャパシティ・ディベロップメントに対する支援は、そのタイミング及び分野において功を奏した。他方、JOCV の投入を、地方/離島に対して集中的に行い、「ボランティア専門家（仮）」の調整のもと、グッド・プラクティスを構築するといった工夫も、更なる援助の効果・効率性の向上を図る上で必要であると考えられる。

民族紛争（「エスニック・テンション」）後のインフラ整備についても、そのタイミング、内容に関して日本の支援の果たしている役割が大きいことが明らかとなった。

今後は、復興フェーズにおける支援から、より自立的発展（都市と地域との格差是正等）

を促す支援へと変化するが、引き続きソロモンの発展段階に合ったきめ細かな支援が望まれる。

6-4-2 自給自足的な生活と開発との調和

グループ 2 に属するソロモンにとって、自給自足的な生活と現金収入や仕事を創出する開発との調和は不可欠である。APSD による「マライタ州に於ける持続可能な地域開発を目指した定置型有機農業普及の為の支援」は、自給自足的な生活をしている人々にも現金収入の機会を与える、自給自足的な生活と開発との接点を探る活動である。今後は、こうした NGO/市民社会との連携によるグッド・プラクティスをスケールアップすることを念頭に置く必要がある。

自給自足的な生活は、民族紛争（「エスニック・テンション」）による影響を受けることは少なかった¹⁷。また、自給自足的な生活は、近年の国際的食料価格の高騰といった影響を受けることも少ない。このように、自給自足的な生活と開発との調和が、ソロモンにおける「食」と「職」の確保を図るかぎとなる。

6-4-3 目に見える成果を出すための支援の効率化

ソロモンは、9 つの州及び首都区域からなる国家であり、多くの陸島、洋島（火山島、サンゴ礁）からなる。このような状況の中、ODA の成果を目に見える形にするためには、パイロット事業として、1 つの州や地域に投入を集中し、成果を出すことが方策の 1 つとして考えられる。保健分野における「マラリア対策強化プロジェクト」（2007 年 1 月-2009 年 12 月）は、ガダルカナル州とホニアラ市で実施し、マラリアが激減する効果が見られた。この成功体験をもとに、2009 年以降は、同様の問題を抱える別の州に広げる予定である¹⁸。このようなグッド・プラクティスをまず 1 つの州や地域で示すことはその後、支援を継続し対象を拡大する上で有益な方策の 1 つである。

6-4-4 広域案件の受け手としての課題

広域案件に関しては、ソロモンは、フィジーを中心として行われているプロジェクトの受け手であるが、南太平洋大学（USP）の遠隔教育・情報通信技術強化プロジェクト、太平洋予防接種事業強化プロジェクトは大きな成果を得ている。

ただし、USP ソロモン・キャンパスにおける USPNet を利用した遠隔教育の有用性を一部活かしていない状況もみられた。また、開発計画援助調整省でのヒアリングでは、広域案件（予防接種、USP 遠隔教育）について、ソロモンへの投入額を含め十分把握できていないとのことであった。JICA ソロモン支所でも USP 遠隔教育については、情報提供が少ないとのことであり、広域案件の効果を一層高めるために、広域案件の中心となっているフィジー側と受け手側との密接な情報交換が重要である。

¹⁷ NERRDP2003-2006、p25 による。

¹⁸ 保健省ヒアリングによる。